

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地				
岐阜県立国際園芸アカデミー		平成15年7月1日		今西 良共		〒 509-0251 (住所) 岐阜県可児市塩1094-8 (電話) (0574)60-5526				
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地				
岐阜県		平成16年4月1日		岐阜県知事 江崎 禎英		〒 500-8570 (住所) 岐阜県岐阜市数田南2-1-1 (電話) (058)272-1111				
分野	認定課程名		認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度				
農業	職業実践専門課程 園芸系専門課程		マイスター科	平成17(2005)年度	-	平成29(2017)年度				
学科の目的	花と緑の産業の発展と文化の振興に寄与し、健康でこころ豊かな生活を創造できる専門的・総合的な知識と技術を有する人材を育成すること。									
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	卒業後に、匠の技術を有する実務者として、産業現場を支える担い手としての活躍するため、机上の理論だけでなく、実務や技術に裏付けられた知識・技能を習得するため、フィールド学習を重視し、関連分野を総合的に履修する。									
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技		
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 1,800 単位時間 単位		390 単位時間 単位	510 単位時間 単位	2,085 単位時間 単位	0 単位時間 単位	0 単位時間 単位		
生徒総数	生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)	留學生割合(B/A)	中退率					
40人	44人		1人	0%	0%					
就職等の状況	■卒業者数(C)		22人							
	■就職希望者数(D)		21人							
	■就職者数(E)		21人							
	■地元就職者数(F)		8人							
	■就職率(E/D)		100%							
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		38%							
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		96%							
	■進学者数		0人							
	■その他									
	国内研修 (令和6年度卒業者に關する令和7年5月1日時点の情報) ■主な就職先、業界等 (令和6年度卒業生) 株式会社ホームセンターパロー、株式会社天翔苑、株式会社さがみ商事、株式会社パーク・コーポレーション、昭和造園土木株式会社、株式会社岐阜庭園、ヤハギ緑化株式会社、グリーンワークス株式会社、岐阜県職員 等									
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 受審年月: 評価結果を掲載したホームページURL									
当該学科のホームページURL	https://www.horticulture.ac.jp/									
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)									
	総授業時数		1,800 単位時間							
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		1,470 単位時間								
うち企業等と連携した演習の授業時数		330 単位時間								
うち必修授業時数		810 単位時間								
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		570 単位時間								
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		240 単位時間								
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		330 単位時間								
(B: 単位数による算定)										
総単位数		0 単位								
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数		単位								
うち企業等と連携した演習の単位数		単位								
うち必修単位数		単位								
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数		単位								
うち企業等と連携した必修の演習の単位数		単位								
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)		単位								
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)		0人							
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)		4人							
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)		0人							
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)		3人							
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)		1人							
	計		8人							
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		5人								